



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による（医 療 政 策 課） 2  
使用料及び手数料の額の一部改正

# 告 示

## 島根県告示第190号

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成20年島根県告示第926号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「1,260円」を「1,296円」に、「1,995円」を「2,052円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「525円」を「540

円」に、

医療費に関するもの	(3) 簡易なもの	1,155円	を
	消費税を課されない場合	1,100円	
	(4) 複雑なもの	1,680円	
	消費税を課されない場合	1,600円	
診療明細書		420円	

」

「

医療費に関するもの	(3) 簡易なもの	1,188円	に、「2,520円」を
	消費税を課されない場合	1,100円	
	(4) 複雑なもの	1,728円	
	消費税を課されない場合	1,600円	

」

を「2,592円」に、「3,675円」を「3,780円」に改める。